

2026年3月23日

お客さま各位

## 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた融資対応について

朝日信用金庫

平素は朝日信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手機能の電子化について、2021年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する」、「小切手の全面的な電子化を図る」とされており、全国銀行協会では「2026年度末（2027年3月末）までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標としております。

こうした状況を踏まえ、当金庫では、新たに下記の対応を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

**2026年10月1日（木）以降に振り出された手形は、手形割引ならびに商業手形担保貸付のお取り扱いができません。**

※でんさい（電子記録債権）割引を除く

2026年10月1日以降に振り出された手形・小切手の交換ができないことから、2026年9月30日を最終振出期限とした金融機関の手形は、手形割引ならびに商業手形担保貸付のお取り扱いができなくなります。

なお、朝日信用金庫では、「朝日でんさいサービス」もしくは他の金融機関で受け取るでんさい（電子記録債権）を手形割引と同様に「でんさい割引」として対応することが可能です。引き続き「でんさい割引」をご利用いただきますようお願いいたします。

以 上

### 【ご相談・お問い合わせ先】

詳しくは、当金庫お取引店までお問い合わせください。